

申告に当たっての留意点

○ 課税事業者となる方は、平成26年分（課税期間）の課税売上高が1千万円以下であっても、平成26年分の消費税及び地方消費税の申告・納付が必要です。

○ 消費税（地方消費税を含む）の税率は、平成26年4月1日から8%※です。平成26年分の消費税及び地方消費税の確定申告書は、課税取引を旧税率が適用されたものと新税率が適用されたものとに区分した帳簿等に基づき作成する必要があります。

○ 平成26年4月1日以後に行われる取引であっても、経過措置により旧税率が適用される場合があります。

○ 平成24年分の課税売上高が5千万円以下で、平成25年12月末までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している課税事業者の方は、「消費税及び地方消費税の確定申告書（簡易課税用）」を提出してください。

○ 簡易課税制度を選択していない課税事業者または簡易課税制度を選択していても平成24年分の課税売上高が5千万円を超える課税事業者の方は、「消費税及び地方消費税の確定申告書（一般用）」を提出してください。

○ 消費税及び地方消費税の確定申告書には、課税期間中の課税売上額の額および課税仕入れ等の税額の明細等を記載した書類（付表）を添付する必要があります。

◆ 一般用：「付表1」および「付表2-②」

◆ 簡易課税用：「付表4」および「付表5-②」

○ 還付税額のある申告書を提出される方は、「消費税の還付申告に関する明細書（個人事業者用）」を添付する必要があります。

税に関する情報は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）へ
e-Taxに関する情報はe-Taxホームページ（www.e-tax.go.jp）へ
e-Taxの操作に関するお問い合わせはe-Tax・作成コーナーヘルプデスク（☎0570-01-5901）へ
e-Tax・作成コーナーヘルプデスクは、月曜日から金曜日（祝日等を除く）の9時から17時までご利用いただけます（ご利用可能時間については、今後変更する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください）。

チーム佐渡島会員募集のお知らせ

このたび、佐渡の特産品や情報を広く紹介するための連携組織「チーム佐渡島（さどがしま）」を設立しました。

当チームは、佐渡産品の生産者、販売業者のノウハウを結集し、佐渡産品の物流・在庫管理・販売の効率化を図り、情報分析することで、特産品のブランド化と佐渡活性化の一翼を担うことを目標にしています。

佐渡産品の生産者、販売業者の方以外にも、佐渡の活性化を目指す人材を広く募集します。

会員となられた方は、特産品の販売やイベントへの参加、佐渡産品提供店（サドメシラン）取引施設との連携など、チーム一体となって事業を進めていきます。詳細については、お問い合わせください。

趣旨をご理解いただいた方は、事務局までご連絡をお願いします。

会員申込期限 2月28日(土)

お申し込み・お問い合わせ

チーム佐渡島事務局（担当：志和・市川）
佐渡市背合38番地 ふれあいハウス潮津の里内
☎55-3311 FAX 55-3633

環境講演会開催のお知らせ

美しい島・エコアイランド推進協議会では、6次産業化の取組と再生可能エネルギーの活用例についての講演会を開催します。皆さまのご来場をお待ちしています。

日時 3月8日(日) 午前10時～正午（予定）

会場 あいばーと佐渡 多目的ホール
（両津夷384-11）

※入場は無料（申込不要）

講演

テーマ 「つかおう、つなげよう、佐渡のたからもの」～6次産業化の取組と再生可能エネルギーの活用

講師 大澤慶幸氏

（農林水産省北陸農政局経営・事業支援部長）

※その他、佐渡島内の取り組みの事例発表などを予定。

主催 美しい島佐渡・エコアイランド推進協議会、佐渡市

お問い合わせ

市役所環境対策課 環境企画係
☎63-3113